

都道府県国保ヘルスアップ支援事業について

平成30年度の国の特別調整交付金のメニューとして、「都道府県国保保健事業（都道府県国保ヘルスアップ支援事業）」が新設された。

交付対象事業としては、以下の3事業である。（詳細は資料7－2を参照）

- （A）市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備
- （B）市町村の現状把握・分析
- （C）都道府県が実施する保健事業

また、県の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」において、県の役割として、「糖尿病の発症と重症化を予防する生活習慣の改善に向けて、関係機関と連携し、保険者における事業取組が円滑に実施できるよう支援する。また、県保健所は、管内の地区医師会、薬剤師会等と、必要に応じて連絡調整を図る。」としているところである。

これらのことから、今年度の千葉県ヘルスアップ支援事業として、以下の事業を検討している。

（１）県内市町村の特定健診・レセプトデータ等の分析

（都道府県ヘルスアップ支援事業（B）該当）

県内共通の指標、分析手法を用い、県内市町村間の比較（見える化）ができるようにするとともに、特定健診・保健指導結果やレセプトデータ等进行分析できる人材を育成するため実施する、分析結果の説明・分析手法等の研修

（２）糖尿病性腎症重症化予防体制構築支援事業

（都道府県ヘルスアップ支援事業（A）該当）

県の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」中の「2 対象者の抽出基準」に関する以下の事業（モデル地域を設定）

- 図2「2型糖尿病の治療歴があるが治療を中断している者、又は治療中でない健診未受診者の場合の対象者抽出フロー図」において、対象者を「糖尿病以外の診療で把握」「相談やイベントで把握」するための連携体制の構築支援
- 図3「2型糖尿病で治療中の者の場合の対象者抽出フロー図」における、かかりつけ医と糖尿病・腎臓専門医との市町村域を超えた連携体制の構築支援